

## 2 うに漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 うに漁業の許可の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
うに漁業
- (2) 操業区域  
漁業権者の同意があった共同漁業権漁場
- (3) 漁業時期  
毎年5月1日から9月30日まで
- (4) 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

(許可をしない場合)

第4 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったときは、当該漁業の許可をしない。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は、令和3年1月29日から施行する。
- 2 うに漁業の許可に関する取扱方針(平成20年4月1日)は廃止する。

附 則

この方針は、令和5年5月16日から施行する。